

(令和2年第2回茨城県議会定例会)

防災環境産業委員会委員長審査報告(会議録から抜粋) (令和2年6月23日)

○下路健次郎防災環境産業委員会委員長

防災環境産業委員会に付託されました案件のうち、本日、報告を求められております予算関係以外の議案1件につきまして、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、議案の内容を申し上げます。

第102号議案東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定については、地方自治法第74条の規定により、条例制定の請求を受理したため、議会に付議されたものがあります。

本委員会といたしましては、本議案が、県民から直接請求されたものであり、県民の関心も高いという議案の重要性に鑑み、地方自治法等の法令の解釈等を担う総務部を所管とする総務企画委員会との連合審査会を開催し、多角的な視点から、慎重かつ詳細な審査を行いました。

連合審査会では、まず、執行部から、議案の概要及び本条例案に付された知事の意見、さらに、参考として、原子力発電所の再稼働手続や安全性の検証状況、県及び14市町村の避難計画の策定状況について説明を聴取し、次いで、地方自治制度の専門家、エネルギー行政及び新規制基準適合性審査に係る国の担当職員、立地自治体の長並びに条例制定請求代表者からの意見聴取を行いました。

審査の経過におきまして論議されました主な事項を申し上げますと、条例案に対する知事の賛否及び今後の意見表明の必要性、執行上の課題を踏まえた条例案の修正の必要性、県民投票の結果の法的拘束力、県民投票を実施する場合の情報提供方法、原子力発電所の再稼働を県民投票で問うことの是非、条例案中に県民投票の成立要件としての有効性に係る投票率の規定がないこと及び投票結果の正当性、県民投票の選択肢を二者択一とするものの是非、県民投票実施の期日、県民投票以外の県民の意見を聞く方法などがあります。

これらの後、各委員からの意見表明を求めたところ、無所属の中村はやと委員からは、署名活動が始まったのは、県議会の審議が不十分であるため、県民投票を実施し、今後の政策決定において、その結果を参酌すべき、当該案件の採決結果にかかわらず、超党派で勉強会を実施するべき。

立憲民主党の玉造委員からは、県民の命と生活に直結する課題について、県民投票により意見を問うということは受容されるという考え方、県政史上2例目の住民直接請求を尊重する立場から、本議案について賛成。

日本共産党の江尻委員からは、当該案件について賛成ではあるが、十分な時間をかけて論議を行うため、継続審査を提案したい、東海第二発電所の再稼働は、全県民にかかわる重大な問題であり、全ての県民にその決定に参加してほしい。

公明党の田村委員からは、県民投票は一つの方法であるが、多様な意見を捉えるための選択肢の設定が課題、住民への情報の周知・提供や避難計画策定の面から、現在は県民投票を行う時期ではない、条例案には投票の成立要件等が規定されておらず、投票率によっては、結果の解釈に問題が生じるおそれがある。以上の理由から、当該案件について賛成できない。

県民フォーラムの二川委員からは、県民の意見を県政に反映させる手段として県民投票はあり得る。一方で、当該案件は、民間企業の事業に制限をかける内容であり、東海第二発電所の再稼働と切り離して検討することは困難。県民投票を行う場合は、単に意見を聞くだけのものとするのではなく、首長、議長及び県民同士の十分な議論が尽くされた後に実施することで、より有意義なものとするべき。以上の理由から、当該案件は否決すべき。

いばらき自民党の白田委員からは、投票期日が本県議会議員改選後となる可能性があり、現時点の議員の判断により、改選後の議員の判断を束縛しかねないこと及び間接民主制の補完という直接請求の趣旨に反するおそれがあることから問題である。県民に対して、現時点で提供できる情報と、県による安全性検証や実効性ある避難計画の策定等の完了後に提供できる情報では、その質が異なるため、県民の意見を聞く方法だけを先んじて定めることは妥当ではない。国が安全基準クリア後から再稼働までのプロセスを明確にしている現状では、県民投票を実施することは適当ではない等の意見が出され、連合審査会を閉会いたしました。

続いて、防災環境産業委員会を開催し、採決の際、さらに論議を深めるため、閉会中の継続審査にすべきとの動議が提出され、採決の結果、賛成少数により否決されました。

その後、改めて当該案件の採決を行いましたところ、賛成少数により否決すべきものと決した次第であります。

なお、当該案件につきまして、少数意見の留保がありましたので、この際、御報告いたします。

また、本委員会としては、今回の県民からの直接請求を重く受けとめ、住民の声を聞くということが大変重大であるということを通認識として確認した上で、今後、原子力発電所の再稼働問題について、一層の責任感を持って議論を深めるとともに、県民に対し、適切な情報提供を行っていく必要があることを強く申し添えておきたいと思っております。

以上、審査の経過と結果を申し上げますが、本委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、御報告を終わりにいたします。